

入札者注意書

- 1 入札希望者は、物品公売公告、本注意書及び契約書（案）を熟読の上、現物を熟覧し入札してください。
- 2 現物と公示物件との数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- 3 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を提出してください。なお、共同買受けをしようとするときは、入札前に代表者選任届を提出し、共同買受けの代表者名を持って入札を行ってください。
- 4 入札者は入札前に、分任契約担当官より競争参加資格があることが確認された旨の通知（写）を提出ください。
- 5 入札書は、所定の用紙を使用し入札者の住所、氏名（名称）を記名のうえ押印又は署名するものとし、入札金額は、売払物件の金額を記入してください。
 - (1) 入札書へは、当該物件の消費税を除いた金額を記入し、別紙「入札金額内訳書」を添付してください。
 - (2) 入札に際し、誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合、たとえ入札書へそのことを明記したとしても、当該入札書は消費税を除いた金額を記入して入札したものとみなし、有効として処理します。また、落札以前に訂正若しくは取消の申し出があったとしても、有効として処理し、誤りの訂正、取消は認めません。
 - (3) 落札の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税を加算した金額となります。この場合、消費税相当額の積算における円未満の端数は切り捨てとします。
- 6 提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず引替え、変更又は取消を行うことはできません。
- 7 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に抵触する者が入札したもの。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当するもの。
 - (3) 入札書に、入札者の記名押印又は署名のないもの。
 - (4) 入札金額、氏名（名称）が確認できないもの。
 - (5) 入札金額を訂正したもの。
 - (6) 委任状を持参しない代理人が入札した者。
 - (7) その他入札に関する条件に違反したもの。
- 8 開札前に入札者から錯誤等を理由として自らした入札書を無効にしたい旨の申出又は落札宣言後において錯誤等を理由に入札無効の申出があつても受理しません。
- 9 開札は、入札者立会いの下に行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合は、国の指定した者を立会わせて開札します。この場合、異議の申立てはできません。
- 10 開札の結果、予定価格に達する入札がないときは、直ちに再入札を行うことがあります。

- 11 入札は、予定価格以上の最高のものをもって落札者とします。
ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を定めます。
- 12 入札者の連合又は不穏な挙動その他の事由によって公正な入札を行うことができないと認めたときは、その入札を取消又は中止します。
- 13 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に定める非居住者が落札者となった場合で、その非居住者が外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定による財務大臣の許可を要するときは、その契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。
- 14 落札の決定の日の翌日から7日以内に契約を締結します。
- 15 契約は、契約書を作成し、国、落札者双方が記名押印したときに成立します。
- 16 落札者以外の名義人とは契約は締結しません。
- 17 車両等においての車検証及び自動車賠償責任保険証書の名義変更は、落札者（買受人）が必要な各提出書類を準備のうえ、行うものとします。
- 18 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
- 19 本注意書に定めのない事項は、すべて会計法規の定めるところにより処理します。
- 20 問い合わせ先
質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。
なお、電話での質問には応じません。
- ① 提出期限
令和8年1月21日（水曜日）～令和8年3月2日（月曜日）
9時00分～12時00分、13時00分～16時00分
(ただし行政機関休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。)
- ② 提出場所
〒396-0023
長野県伊那市山寺1499番地1
南信森林管理署 総務グループ
IP電話：050-3160-6060
電子メールアドレス：c_nanshin@maff.go.jp

以上

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。